

令和 5 年度におい・かおり環境アドバイザー  
臭気判定士と同等の能力を有する者の認定審査  
募集要項

申請受付期間：令和 5 年 6 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-14-2 新陽ビル 1106 号

TEL 03-6233-9011 (代) / FAX 03-6862-8854

URL : <https://orea.or.jp>

## 1. におい・かおり環境アドバイザーとは

近年、「におい」に関する問題については、工場・事業場からの悪臭問題は一定の改善を見せているものの、飲食店などのサービス業からの悪臭苦情はいまだに相当の件数があり、さらに、住宅などの室内のにおい・かおり、災害時の悪臭、芳香の強さなど、多様な広がりを見せています。このような様々なにおい・かおり問題に対し、柔軟に対応できる人材が求められています。

一方、臭気判定士は、嗅覚測定に関する専門知識だけでなく、嗅覚の特性や悪臭防止法令、脱臭の基礎知識などを有していますが、本来は悪臭防止法に基づく嗅覚測定法を行うための国家資格であり、この業務以外で臭気判定士を名のすることは適当ではありません。

そこで、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という。）は、生活環境の保全と良好なかおり環境の形成に寄与することを期待して、臭気判定士資格保有者等を対象に、多様なにおい・かおり問題に対応する専門家として自由で広範囲な活動が行える者を認定・登録する「におい・かおり環境アドバイザー」制度を創設いたしました。

- ◇この制度は人材登録制度であり、国家資格ではありません。
- ◇本協会の会員に限り専用サイトから登録情報をインターネットで公開することができます。
- ◇この制度はにおい・かおり環境アドバイザーが自身で活動することを前提としており、本協会から依頼の斡旋をするなど活動の場を保証する制度ではありません。
- ◇制度の信頼性確保の観点から、倫理規程、違反者への懲戒制度等を設けています。

## 2. 活動内容

におい・かおり環境アドバイザーの活動範囲は特に限定していません。におい・かおり環境の専門的な知識と経験を活かし、悪臭苦情にとどまらず室内等のかおりなど、依頼者からの様々なにおい・かおり環境に関する相談、原因の分析・調査、対策の立案・実施の助言等を行うことが想定されます。

## 3. 資格要件

におい・かおり環境アドバイザーは、次の（１）から（４）のすべてを満たす者です。

- （１）臭気判定士の有資格者又は同等の能力を有すると認められた者<sup>注1</sup>
- （２）におい・かおり環境アドバイザーとして適した人格を有する者（懲罰等のないこと等）
- （３）本協会の実施するにおい・かおり環境アドバイザー資格認定講習を受講し、修了試験に合格した者
- （４）におい・かおり環境に関する業務経験（以下「業務経験<sup>注2</sup>」という。）が2年以上の者

注 1：「臭気判定士と同等の能力を有する者の認定試験及び登録のご案内」を参照（<https://orea.or.jp>）

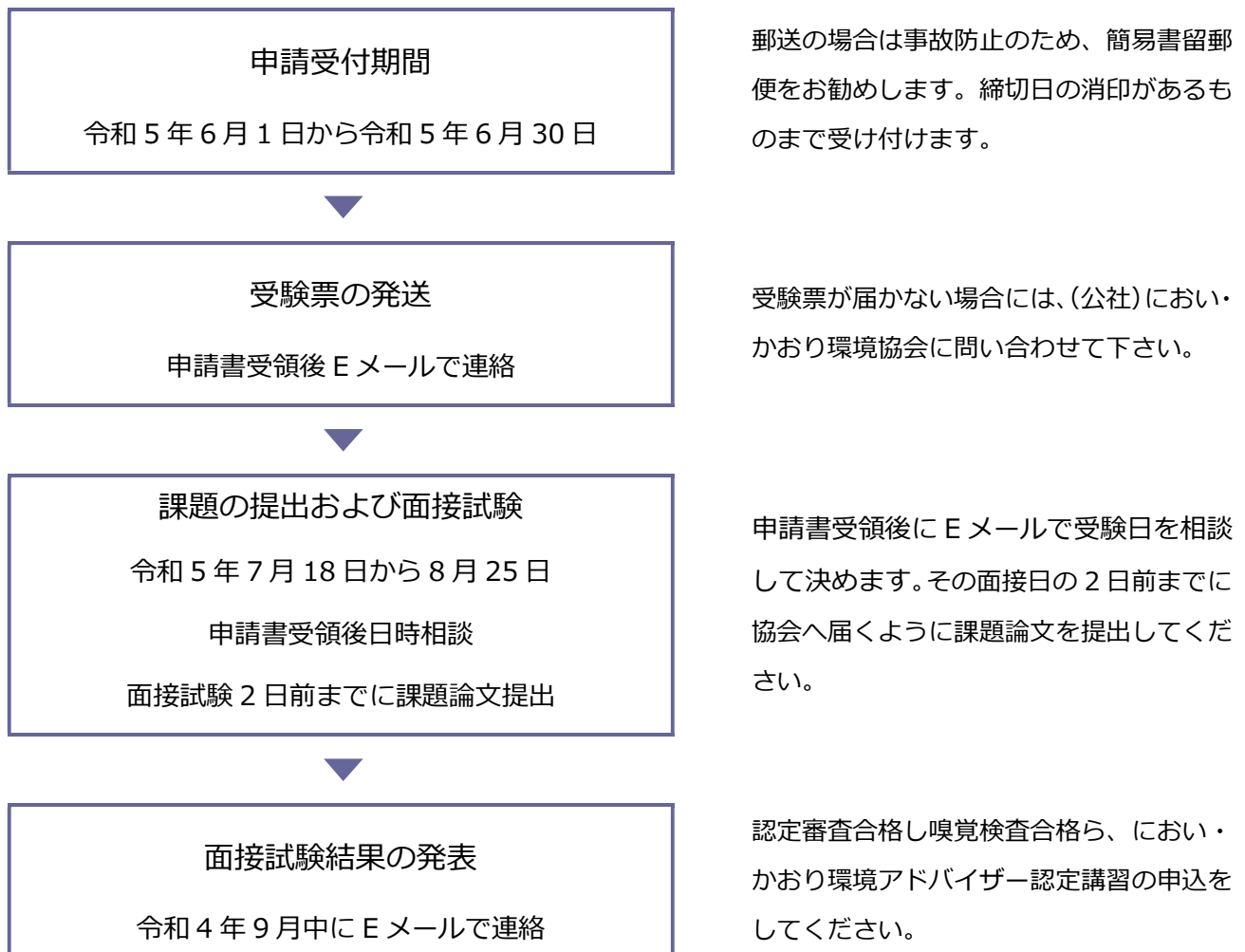
注 2：業務経験には、兼務として経験しているものを含む。



## 臭気判定士と同等の能力を有する者の認定審査申請等の手続きについて

- 1 認定審査申請書の申請には次の書類を協会あてに送付してください。(様式は最終頁を参照)
  - 1) 臭気判定士と同等の能力を有する者の認定審査申請書(様式1)
  - 2) 経歴書(様式2)
- 2 申請受付期間は、令和5年6月1日から令和5年6月30日(消印有効)です。
- 3 面接試験の2日前までに到着するように課題論文(様式3)を提出してください。
- 4 におい・かおり環境アドバイザー認定講習を受けるには認定審査のほかに嗅覚検査の合格していることが求められます。嗅覚検査は協会指定の嗅覚検査機関(最終頁を参照)で適宜行っております。

### 臭気判定士と同等の能力を有する者の認定審査の流れ



## 臭気判定士と同等の能力を有する者の認定審査の受験申請にあたって

### 1. 受験申請資格

1) 臭気対策に係る実務経験は、自治体の臭気対策担当部署において概ね10年以上の経歴があること。

### 2. 受験申請受付

申請受付期間：令和5年6月1日～令和5年6月30日《消印有効》

申請方法：下記「3. 申請書類」に所定の事項を記入し送付すること。  
(提出された受験申請書は受け付け後には返還しません。)

申請書送付先：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル1106号  
(公社)におい・かおり環境協会 におい・かおり環境アドバイザー受験係  
(簡易書留郵便をお勧めします)

### 3. 申請書類

- (1) 臭気判定士と同等の能力を有する者の認定審査申請書(写真添付)(様式1)
- (2) 認定審査手数料の払込を証する書類の写しを申請書裏面に貼付
- (3) 経歴書(様式2)
- (4) 課題「今までに手掛けた臭気対策に関する仕事」(様式3)

【記入上の注意】 申請書に貼付する写真は、申請日前6ヶ月以内に脱帽して正面から撮影したもので、サイズは縦45mm、横35mm程度のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。

### 4. 認定審査手数料

認定審査手数料は、10,000円(税込み)とし、申請書の受付後は返還しません。手数料は次の金融機関に払込むようお願いします。

**金融機関** 三菱UFJ銀行/浅草橋支店/普通口座/0826078

**名義人** コウエキシャダンホウジンニオイカオリカンキョウキョウカイ  
公益社団法人におい・かおり環境協会

#### 【注意】

- 受験手数料の送金手数料は払込人(受験者)の負担とする。
- 複数人の受験手数料をまとめて払い込む場合は、その払込を証する書類の写しを各受験申請者毎に添付すること。

### 5. 受験票及び試験会場

試験会場の案内及び注意事項等は、受験票とともにお送りします。

なお、受験日を決定してから10日経過しても受験票が届かない場合には、お手数ですが、本協会までご連絡下さい。

## 臭気判定士と同等の能力を有する者の認定審査の結果について

結果発表： 令和5年9月中

合格者には合格通知を、不合格者には不合格通知をEメールにて連絡します。

## 嗅覚検査の受検について

におい・かおり環境アドバイザー認定講習を受験するには嗅覚検査に合格していることが求められます。嗅覚検査は協会指定の嗅覚検査機関（最終頁を参照）で適宜行っており、嗅覚検査手数料は9,000円となります。

嗅覚検査を受検するには申込書が別途必要となります。認定審査を受ける前に受検される方は協会へご連絡いただき、申込書を取得されてから、嗅覚検査機関で受検してください。

### お問合せ・申請先

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル1106号

(公社) におい・かおり環境協会 におい・かおり環境アドバイザー受験係

TEL：03-6233-9011／FAX：03-6862-8854 URL：<https://orea.or.jp>